

○農業後継者海外実習研修派遣事業助成金運用方針

(農政課農政係担当)

1. 助成対象事業

ア. 公益財団法人北海道農業公社、公益社団法人国際農業者交流協会及び日本青年海外派遣センターが実施する海外派遣事業に対象事業を限定する。

2. 助成対象者

ア. 対象者は、本市に住所を有し、農業経営に従事している満18歳からおおむね35歳までの農業後継者とする。

イ. 本事業で過去(2年度以内)に助成金の交付を受けているものは、対象外とする。

ウ. 対象の選考にあたっては、本市農業の発展を図る意欲・活動歴、事業終了後の活動計画、地域農業への波及効果などを重視して判定する。

3. 事業対象経費

ア. 対象経費は、渡航経費(航空賃・船賃・鉄道賃・車賃)、滞在費(宿泊費・食費)、実習研修費(教材購入費・受講料・指導料など)及び事業実施に必要なその他の経費とする。

イ. 事前研修等における渡航経費及び滞在費について、市職員の旅費支給条例により算出した額を超える場合には、超過した額について対象外とする。

ウ. 調査研修費は、市長が事業の実施に必要と認めるものとする。

エ. 道や他団体から補助金がある場合及び研修地で勤労収入がある場合には、対象経費から控除する。

4. 助成金額

ア. 事業対象経費の3分の2以内、30万円を限度に助成する。

イ. 助成金額は、1千円未満は切捨てて算定する。

5. 公募期間満了前派遣決定について

ア. 公募期間中において、その期間が満了する以前に実施する事業への助成申請がなされたときは、事業内容が対象事業として認められかつ諸般の事由により公募期間満了前に決定することがやむを得ないと認められるときは、他に先んじて派遣を決定することができる。

イ. 前項アについて、公募期間満了前に実施する事業申請を受理した時点で、既に派遣予定者枠を超えて申請がなされている場合は、その当該時点における全ての申請事業の内容等を基準に優先順位を判断して公募期間満了前派遣決定をするものと

する。

6. 事業報告

ア. 研修レポートは、研修の内容や感想、今後の抱負などを2,000字～2,400字（400字詰原稿用紙5～6枚）程度にまとめて提出すること。

イ. 同一の研修に2名以上参加する場合でも、研修の受けとめ方は違うので、参加者それぞれ別にレポートを提出すること。

ウ. 事業の実施に要した経費の領収書は、求められた場合に提出できるよう保管しておくこと。